

2018年2月28日

Japan tax alert

EY税理士法人

平成30年3月期決算に おける税務上のポイント 攻めの投資と賃上げを税制面で後押し

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

3月期決算を採用する企業の決算準備が近づいています。安倍内閣は、日本全体の成長力を底上げするための両輪に「働き方改革」と「イノベーション」を掲げ、多様な働き方が可能となる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組みを進めています。

税制面においては、配偶者控除の見直し等の個人所得税改革、そして法人税では、デフレ脱却・経済再生に向けた措置として、コーポレートガバナンスの強化や攻めの投資を後押しするための改革が実施されています。

本アラートでは、平成30年3月期の決算で適用される税制改正の中から主要な5つのポイント(1. 研究開発税制の改正、2. 役員給与税制の見直し、3. 所得拡大促進税制の拡充、4. 欠損金の控除限度額の見直し、5. 確定申告期限の延長の特例)について解説します。

1. 研究開発税制の改正

平成29年4月1日以後に開始する事業年度から、試験研究費の税額控除制度について、次の改正が行われています。

① 総額型の税額控除率の変更

総額型を適用する際の税額控除率が試験研究費割合に応じた控除率(8%から10%)から試験研究費の増減試験研究費割合(*1)に応じた控除率(6%から14%)に変更されました。試験研究費の増減割合と控除率の関係は<図1>の通りです。

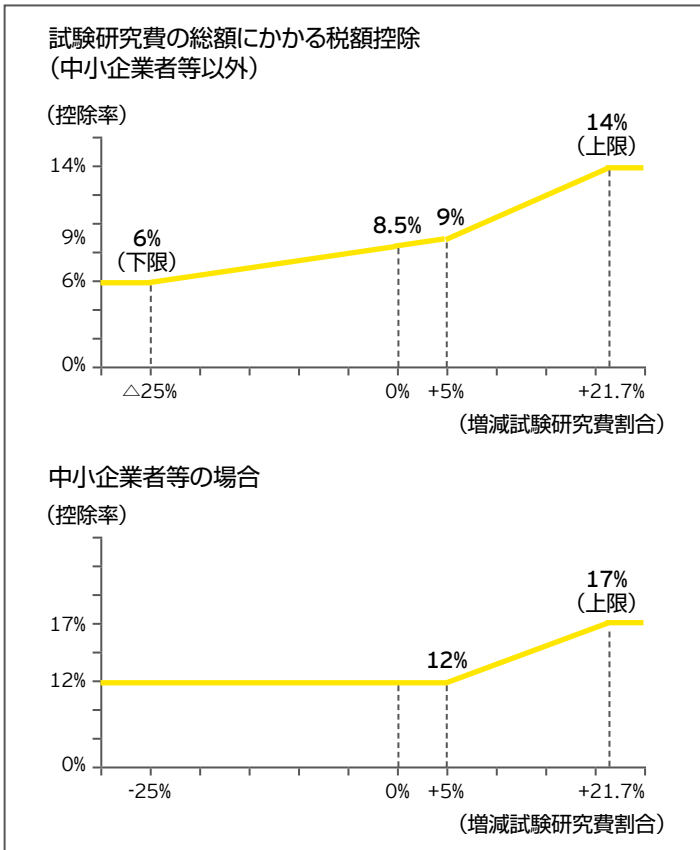
(*1)増減試験研究費割合

増減試験研究費の額(適用年の試験研究費の額から比較試験研究費(*2)の額を減算した額)が比較試験研究費のうちに占める割合をいいます。

(*2)比較試験研究費

適用年前3年以内の各年分の試験研究費の額の合計額を当該適用年前3年以内の各年の年数で除して計算した金額をいいます。

図1 総額型の控除率

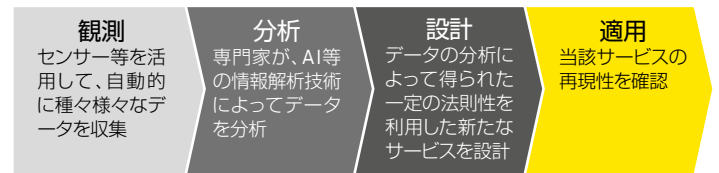


出典: 経済産業省「研究開発税制の概要」(平成29年4月)を基に作成

② 試験研究費の範囲の拡大

また、試験研究費の範囲に、対価を得て提供する新たなサービスの開発に係る一定の費用が追加されました。IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)等を活用した「第4次産業革命型」のサービスを開発する際に生じる原材料費、人件費、経費、委託費が対象となり、開発過程に以下の<図2>の4つのプロセスが組み込まれていることが必要です。

図2 開発過程のプロセス



③ 特別試験研究費(オープンイノベーション型)の運用改善

共同研究・委託研究の相手方に支払う費用について、費目の限定がなくなり、その対象範囲が「研究に要した費用の総額」に拡充されました。そのため、当該研究に必要な光熱費や修繕費等も対象に含まれるようになりました。

また、手続き要件についても以下の緩和措置が講じられています。

ア. 契約書の記載要件を充足するための契約変更があった場合において、その契約変更前に生じた費用についても対象に含まれるようになりました(その契約に係る費用であることが明らかであり、かつ、その費用の発生と契約変更日が同一事業年度内である場合に限る)。

イ. 共同研究・委託研究の相手方における対象費用の額の確認方法について、当該費用の額と領収書等の突合までは求めないことが明文化されました。

④ その他の改正

その他、試験研究費が増加した場合の税額控除(増加型)の廃止、総額型の控除限度額の上乗せ措置(従来の高水準型との選択適用)なども改正されています。

2. 役員給与税制の見直し

企業の役員報酬制度が多様化するなかで、役員給与税制も<表1>のとおり見直しが行われています。

なお、退職給与、譲渡制限付株式(RS)、ストックオプション(SO)に係る改正は、平成29年10月1日以後、その他の改正は平成29年4月1日以後に支給又は交付に係る決議をする給与について適用されます。

表1 役員給与税制の改正内容

区分	改正前	改正後	
業績連動給与	業績連動指標	利益に関する指標のみ対象 (営業利益、当期純利益、ROE、ROA等)	株価及び売上高等を指標に追加 (売上高指標の場合は、利益指標又は株価指標と同時に用いられるものに限る)
	測定期間	単年度(当該事業年度)の指標のみ対象	当該事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点もしくは期間の指標を用いることが可能 → 複数年度の指標を用いることも可能
	限度額	確定額を限度とする	株式数で上限を定めることが可能
	子会社役員に対する利益連動給与	対象外	完全子法人の役員への支給を対象に加える (親会社(非同族法人)における報酬決定決議及び有報等での開示が必要)
	利益連動型の退職給与及びストックオプション(SO)	法人税法34条1項(利益連動給与・事前確定届出給与・定期同額給与)の枠外 → 他の損金不算入規定(不相当高額等)に該当しない限り、損金算入可能	業績連動給与の対象とする → 業績連動給与の要件を満たさないものは損金不算入
事前確定届出給与	交付資産	金銭交付及びリストラクテッド・ストック(RS)のみ	時価のある株式、ストックオプション(SO)の交付を追加 (所定の時期に確定した数の交付である場合に限る)
	子会社役員に対する株式・SOの交付	株式・SOは、法人税法34条1項(利益連動給与・事前確定届出給与・定期同額給与)の枠外	50%超の直接又は間接の子会社役員も対象
	利益連動型のRS	事前確定届出給与の対象	事前確定届出給与の対象から除外
	RS損金算入時期	譲渡制限が解除された日	譲渡制限が解除されることが確定した日
定期同額	手取り額定期同額	税引前(税及び社会保険料の源泉徴収前)の金額で定期同額判定	税引後(税及び社会保険料の源泉徴収後)の金額での定期同額判定も可能
非居住者役員に対するRS・SO	現実に給与等課税事由が生じない限り、損金不算入	非居住者役員が仮に居住者であったとした場合に給与等課税事由が生ずる場合には、損金算入の可能性あり (別途、事前確定届出給与、又は、利益連動給与の要件を満たす必要あり)	

出典: 経済産業省による税制改正解説資料を一部加工

3. 所得拡大促進税制の拡充

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)について、次の改正が行われています。

① 平均給与判定の要件の見直し

「中小企業者等」に該当しない法人(いわゆる大企業等)の平均給与判定要件について、「平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること」から、「平均給与等支給額が比較平均給与等支給額の2%以上増加していること」とされました。

② 控除税額の拡大

「中小企業者等」に該当しない法人が、所得拡大促進税制の適用要件を満たしたときの税額控除額は、従前の雇用者給与等支給増加額の10%に加えて、基準事業年度比の増加額と前事業年度比の増加額のいずれか小さい額の2%を上乗せた額とされました。

③ 中小企業者等である場合の控除税額の拡大

平均給与等支給額が、比較給与等支給額に対して2%以上増加しているときは、従前の雇用者給与等支給増加額の10%に加えて、基準事業年度比の増加額と前事業年度比の増加額のいずれか小さい額の12%を上乗せすることとされました。よって、中小企業者等においては、最大で雇用者給与等支給増加額の22%の税額控除が適用されることとなります。

4. 欠損金の控除限度額の見直し

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の控除に関する限度割合については、平成27年度税制改正と平成28年度改正で引下げ及び細分化が行われました。その結果、平成30年3月期の控除限度割合については昨年度から5%下がり、55%になっています。

改正後	
事業年度開始日	欠損金の控除限度割合
平成29年4月1日～平成30年3月31日	100分の55

5. 確定申告期限の延長の特例

法人税、法人住民税及び法人事業税の確定申告期限について、会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより決算日から3カ月以内に定時株主総会が招集されない常況にあると認められる場合には、税務署長(法人事業税に関しては都道府県知事、以下同じ)の指定により、4カ月以内の提出期限の延長が認められることになりました。これにより確定申告期限は、最大で決算日から6カ月まで延長されることとなります。

なお、申告期限の延長については、延長しようとする事業年度終了の日までに納税地の所轄税務署長に対して承認申請書を提出する必要があります。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180228

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp